

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」、「日系定住外国人施策の推進について」 実施状況(平成27年10月19日現在)

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|---|--|
| 1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり (1)日本語教育の充実 | (1)日本語で生活できるために必要な施策 | |
| ・ 地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。 | | ・ 地域における日本語教育の充実を図るため、平成18年度から平成20年度まで「地域日本語教育支援事業」を実施し、日本語教室の設置運営、教材作成、地域における日本語支援関係者の連携活動推進及び人材育成などの取組に対して支援を行った。 また、平成19年度から実施している「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」により、引き続き、地域における日本語教育の実施、日本語教育実施体制の整備等の取組に対して支援を行っている。【文部科学省】 |
| ・ 日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。 (外国人の生活環境適応加速プログラム) | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 イ 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修を行う。（文部科学省） | ・ 外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施している。自治体やNPO等に対して、「標準的なカリキュラム案」等を活用した、日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援するとともに、地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組など、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援している。(平成27年度採択件数:56件) また、各地における日本語教育の中核的な人材となる地域日本語教育コーディネーターの研修を実施している。【文部科学省】 |
| | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 ア 日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参考した日本語教育推進会議を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。（文部科学省） | ・ 関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議を実施している。第1回を平成24年1月23日に実施し、本年度は平成27年9月16日に第6回を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。【文部科学省】 |
| | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 ウ 日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。（文部科学省） | ・ 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修において、都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者を対象に、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を図ると共に、国、地方公共団体及び地方公共団体が設置した国際交流協会等の取組についての情報交換を行っている。【文部科学省】 |
| | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 エ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」（日本語教育コンテンツ共有システム）を運用するとともにコンテンツの充実を図る。（文部科学省） | ・ 平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、現在、インターネットを通じて提供している。 また、日本語教育に関する各種コンテンツをインターネットを通じて検索・利用できるシステムを、日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」として平成25年度から公開している。【文部科学省】 |
| | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 オ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットについて、日本語教育機関・団体に対して周知・広報し、活用の促進を図るとともに、必要な改善について検討する。（文部科学省） | ・ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットを完成させた。また、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図っている。【文部科学省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|--|---|
| | | ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 力 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行う。（文部科学省） | ・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行っている。【文部科学省】 |
| | | ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 ア 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省） | ・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。【文部科学省】 |
| | | ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 イ 平成21年度に開催した「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（外務省） | ・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。【外務省】 |
| | | ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 ウ ①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁） | ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、「日本語学習の必要性」を掲載したほか、各自治体における取組事例をまとめて紹介することを通して日本語習得の促進を図る取組を各省庁と連携して進めている。【内閣府、各省庁】 |
| (2) 行政・生活情報の多言語化 | | (4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | |
| ・ 各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実（特に医療、教育分野）、やさしい日本語の普及等に努める。また、平成18年度中に行政・生活情報の多言語化に関する先進的事例をとりまとめるとともに、その普及を図る。 | ⑥外国人患者受入環境の整備 ア 国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備を図る。（厚生労働省） | ・「医療通訳に関する資料一式」及び「外国人向け多言語説明資料一式」を厚生労働省ホームページに掲載（平成26年9月）。 ・「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の公募を実施し、拠点病院（19病院）を選定（平成27年8月）。 【厚生労働省】 | |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|--|--|
| | <p>(5) 地域社会の一員となるために必要な施策</p> <p>①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やN P Oの育成の促進等 イ 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。 (外務省)</p> | ・平成5年度から平成26年度にかけてJICAにおいて「日系人本邦就労者生活相談業務」を実施した。【外務省】 |
| | <p>①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やN P Oの育成の促進等 カ 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。 (一部再掲) (法務省、厚生労働省、各省庁)</p> | ・各地方入国管理局・同支局(空港支局除く。)において、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の設置ないしは相談員を配置し、継続して運営している。 ・ワンストップ型相談センターについては、平成21年4月1日、静岡県浜松市に開設、同年8月3日、埼玉県さいたま市に開設、同年11月16日、東京都新宿区に開設し、継続して運営している。 【法務省】 |
| | <p>②情報の多言語化等 ケ 中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるやさしい日本語の開発の可否について検討を行う。 (内閣府)</p> | ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、「やさしい日本語」を活用した情報提供に関する施策等の取組状況についての情報収集を実施し、実際に自治体において取り組まれている「やさしい日本語」の内容や活用方法の把握を行った。現在、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」のあり方や活用方法等について検討を進めている。【内閣府】 |
| | <p>②情報の多言語化等 ア 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているN P O等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うN P O等の活動に資する情報についても充実を図る。 (内閣府)</p> | ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、国の統一的な制度等に関する多言語での情報提供を随時実施している。また、日系定住外国人の支援を行うN P O等の活動に資する情報として、N P O等支援団体の取組について掲載を行っている。【内閣府】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|--|
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>イ　日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成（平成26年度改訂）。また、就学ガイドブックの概要版となる就学ガイドも同じく7言語で作成（平成26年度改訂）。いずれも、各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。なお、平成23年度より、就学ガイドを法務省地方入国管理局の窓口においても配布。【文部科学省】 |
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>ウ　国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。 ・国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。（平成19年度） ・国民年金制度の勧奨リーフレット（8カ国語版）を日本年金機構のホームページに掲載している。また、全国の年金事務所においても、加入勧奨を図っているところである。 ・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット（5か国語版）を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めた。 ・平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティーネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット（ポルトガル語・スペイン語）を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施した。 ・厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語等による相談が可能なハローワーク窓口の一覧をまとめたページを開設している。 ・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを116か所（平成27年4月現在）設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を4か所（平成27年4月現在）設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、2か所（浜松、豊橋）（平成27年4月現在）設置。 ・平成21年度より委託実施している日系人就労準備研修について、平成27年度からは外国人就労者定着支援研修と改め、ポルトガル語・スペイン語による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行っている。 <p>【厚生労働省】</p> |
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>エ　妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットについて、平成20年度から外国語版（13カ国語）を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。 <p>【厚生労働省】</p> |
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>オ　各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。（警察庁）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年から平成22年にかけ、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成27年8月31日現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、29道府県において中国語、18府県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。【警察庁】 ・平成26年4月に各都道府県警察に対して英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語による講習予備検査の実施要領を配布した。【警察庁】 |
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>カ　平成21年度に開催した「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国情の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）₄（外務省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備し活用しており、今後も引き続き情報提供に努める。《再掲》【外務省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|---|
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>キ 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。 (再掲) (文部科学省)</p> | <p>・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。《再掲》【文部科学省】</p> |
| | <p>②情報の多言語化等</p> <p>ク 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。 (国税庁)</p> | <p>・外国人のための所得税申告に関する手引き等の英語版(冊子)を作成し、申告等の手続が必要と思われる納税者へ送付するとともに各税務署に配備したほか、国税庁ホームページに掲載し、必要な申告等手続の周知を図った。また、一部の国税局においては、所得税関係様式の一部についてポルトガル語版・スペイン語版を作成し、納税者に提供した。 【国税庁】</p> |
| ・公共交通事業者等による外国人に対する案内標識等による外国語等での情報提供の拡充に向けた取組について促進を図る。 | | <p>・「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」第7条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを引き続き促進していく。</p> <p>・平成26年3月に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を改正し、対訳表を位置づけるなど、案内標識を英語で表記することを明確化し、改善を推進している。また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内板等における多言語での案内を実施しているほか、絵文字(ピクトグラム)の活用などにより、わかりやすい標識の整備を行っている。</p> <p>・平成26年3月に策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を全国の関係者に周知して積極的取組を促進するなど、様々な切り口から多言語表記の統一性・連続性の確保に向けた取組を進めていく。 【国土交通省】</p> |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|---|--|
| (3)地域における多文化共生の取組の促進 | (6)お互いの文化を尊重するために必要な施策 | |
| ・地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催して周知する等必要な施策の普及啓発を図る。 | ①地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進 ア 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。（総務省） | ・地域国際化連絡会議を北海道・東北・関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の6つに分けて毎年度開催し、施策の普及を図っている。【総務省】 |
| ・生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要である。国としては、外国人が、これら地方自治体等でも、国の施策に関する情報が得られるよう、資料・情報の提供を積極的に行う等連携・協力に努める。 | ①地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進 イ 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。（総務省） ②日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等 ア 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。（内閣府、各省庁） | ・平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。 ・随時、多文化共生の推進について検討はしているが、最近では、平成24年2月より災害時の多言語情報提供等の対応について検討する研究会を開催、同年12月に報告書をとりまとめ、地方自治体等へ周知を行った。 ・地域国際化連絡会議を北海道・東北・関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の6つに分けて毎年度開催し、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供している。 【総務省】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した《再掲》。【内閣府】 ・「日系定住外国人に関する特別世論調査」を実施し(平成25年1月)、その結果、「日系定住外国人を地域社会の一員として受け入れていきたいと考えているか」という質問について、約80%の方から「受け入れたい」という調査回答を得た。（「受け入れたい」が30.0%、「どちらかと言えば受け入れたい」が50.9%）【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |
| | (5)地域社会の一員となるために必要な施策 | |
| | ①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やNPOの育成の促進等 ウ 日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やNPO等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う。（内閣府、各省庁） | ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民内におけるリーダーの育成を支援するための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|--|
| | <p>①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やN P Oの育成の促進等</p> <p>工 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やN P O、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、N P O、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。 (内閣府、各省庁)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体やN P Oが日系定住外国人施策を行うに当たって参考とできるよう、多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の協力を得て、地方自治体における日本語教育、子どもの教育、就労、情報提供等先進事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトに掲載した。【内閣府】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、N P O等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した《再掲》。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |
| | <p>①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やN P Oの育成の促進等</p> <p>オ 自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。 (内閣府、各省庁)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |
| | <p>①相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やN P Oの育成の促進等</p> <p>ア 自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。 (内閣府)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるために課題であると思われる事項についての情報収集を実施した。【内閣府】 ・日系定住外国人が地域社会の一員となるための課題と考えられる事項や、今後の居住意向等を確認するため、「日系定住外国人に対する意識調査」を実施し、今後、調査結果の公表・共有を図る予定。【内閣府】 |
| ・ 外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において適切な措置を講じる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人対策に要する経費に対し、地方交付税措置を講じている。【総務省】 |
| (4) 防災ネットワークの構築 | (4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | |
| ・ 総務省において「多文化共生に関する研究会・防災ネットワークのあり方分科会」を開催し、平成18年度中に地域における先進事例等をとりまとめ、その普及を図る。 | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>イ 地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例についての情報提供を引き続き行う。 (総務省)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。また、平成24年2月より外国人住民を含めた災害時の多言語情報提供等の対応について検討する「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書をとりまとめ地方自治体等へ周知を行った。 ・平成22年度に外国人に対する避難支援に関する事例等を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」(平成22年3月策定)を配布して地方自治体に対して情報提供した。 ・例年、出水期前に発出している防災課長通知「風水害対策の強化について」の中で、地方自治体に対して、風水害の危険性など防災知識の普及啓発の実施に当たっては、外国人にも配慮した内容になるように要請した。【総務省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|--|--|---|
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>ア 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。（総務省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ「e-カレッジ（英語）」の一部について、平成23年度に多言語化（ポルトガル語、中国語、韓国語）を図った。【総務省】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、現在東日本大震災に関する情報（リンク集）及び外国語による電話相談一覧を、日・英・葡・西語版として掲載した。《再掲》【内閣府】 ・8月に外国人集住都市会議との共催で、「多文化共生社会における防災のあり方～情報弱者にならないために～」をテーマとした公開セミナーを実施した。【内閣府】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>ウ 大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができるよう、引き続き、災害時情報共有用のFacebookの充実を図る。（外務省）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に限らず、平時より、大規模災害関連情報を日本語・英語で投稿し、災害時情報共有用Facebookの充実に努めている。【外務省】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>エ 自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。（内閣府）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>オ 自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本語」の積極的な活用を推奨する。（内閣府）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施している。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。《再掲》【内閣府】 ・平成27年に気象庁等と連携し作成・公表を行った「緊急地震速報の多言語辞書」における「やさしい日本語」表現について、自治体への積極的な活用を推奨している。【内閣府】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>カ 災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。（内閣府）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、各省庁の防災情報等、国の統一的な制度等に関する多言語による情報提供を隨時実施している。【内閣府】 ・緊急地震速報の多言語化への取組みとして、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する「緊急地震速報の多言語辞書」の作成を行った。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、「やさしい日本語」の取組を進める自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を行った。平成27年3月末に公表を行い、現在、気象庁等と連携し、配信事業者等への周知・利用促進に取り組んでいる。【内閣府】 ・現在、津波情報の多言語化への取組として、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する多言語辞書の作成を進めている。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を進めている。今後、10月中に公表予定。【内閣府】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>キ 過去の災害等における外国人対応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。（内閣府）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、過去の災害時に有効であった施策や取組み事例についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |
| | | <p>①防災・減災のための対策</p> <p>ク 日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周知を図る。（内閣府）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、災害時や防災、減災のための日系定住外国人住民を対象とした施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|--|--|
| 在京外交団と関係省庁・自治体関係機関等との、各々の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進を図る。 | | ・平成26年及び平成27年に、在留外国人数の多い大使館担当者を招いて、関係省庁・自治体関係機関等によるプレゼンテーションを行い、各機関の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進を図った。【外務省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|---|---|
| (5)防犯対策の充実 | (4)安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | |
| ・防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策の充実を図る。 | <p>②防犯対策 ア 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。 (警察庁)</p> <p>②防犯対策 イ 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。 (警察庁)</p> <p>③交通安全対策 ア 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。 (警察庁)</p> | ・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心とした自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】 |
| (6)住宅への入居支援 | (4)安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | |
| ・公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。 | <p>④公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援 ア 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。 (国土交通省)</p> <p>④公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援 イ 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。 (国土交通省)</p> | <p>・公営住宅における外国人の入居戸数 31,710戸 (平成25年度末現在) ・公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数 3,966戸 うち外国人入居は1,201戸 (累計値:平成27年6月30日現在) 【国土交通省】</p> |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|---|--|
| ・公営住宅の目的外使用により、空家となっている公営住宅を留学生向け宿舎として活用するよう、取組を引き続き推進する。 | | ・公営住宅の留学生宿舎としての活用実績 13戸（平成25年度末現在） 【国土交通省】 |
| ・地域優良賃貸住宅制度を活用し、外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための賃貸住宅の供給を促進する。 | | ・外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のため、引き続き、地域優良賃貸住宅の供給を促進しているところ。【国土交通省】 |
| ・外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する登録制度を整備し、地方公共団体、仲介事業者、社会福祉法人・N P O等と連携して、外国人等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」について、実施地区を拡大する。 | | ・「あんしん賃貸支援事業」は平成22年度をもって終了している。 ・外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。（平成27年度予算）【国土交通省】 |
| ・家賃債務保証制度により、外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援する。 | | ・外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。 平成26年度引受件数：10件（過去累計件数：46件）（平成27年3月末） 【国土交通省】 |
| ・民間賃貸住宅に関しては、家主や不動産業者が外国人を円滑に受け入れるために必要な基礎知識や対応方法などを示した「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。 | ④公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援 ウ　外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。（国土交通省） | ・国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】 |
| | ④公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援 エ　地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。（国土交通省） | ・現在、50協議会が設立済（H27.9.4時点）（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、東京都江東区、東京都豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県） ・外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。（平成27年度予算）《再掲》 ・外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。 平成26年度引受件数：10件（過去累計件数：46件）（平成27年3月末）《再掲》 【国土交通省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|--|--|
| (7)母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係国との間で諸問題につき意見交換を実施する。具体的には、ブラジルとの間では、平成17年5月26日の日伯首脳会談後に公表された「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、教育に関する協議、社会保障に関する作業部会を推進する。また、これら協議の効果的な実施のため、地方自治体のニーズ・課題について意見交換を行う等、地方との連携を強化する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・日本におけるブラジル人児童生徒の教育問題については、平成17年以降、二国間協議を実施している(平成24年10月に第6回協議を実施)。 ・社会保障については、平成21年6月の当局間協議を経て、同年7月の日伯首脳会談において社会保障協定締結交渉開始を決定。その後の政府間交渉を経て、平成22年7月に日伯社会保障協定に署名した。平成23年5月に日本側、同年9月に伯側の国会承認を得て、同年12月に外交上の公文を交換し、平成24年3月発効。 ・平成24年1月に岐阜県可児市及び美濃加茂市を訪問の上、定住外国人の現状、地方自治体の多文化共生関連施設等を視察し、関係者と意見交換を実施。平成25年に宮城県、岩手県、群馬県大泉町、愛知県名古屋市、三重県松阪市、岐阜県可児市・美濃加茂市、平成26年に静岡県浜松市・菊川市、福島県福島市、群馬県太田市・伊勢崎市、愛知県名古屋市、平成27年に静岡県湖西市、磐田市、兵庫県神戸市、愛知県豊橋市を訪問の上、定住外国人の現状、地方自治体の多文化共生関連施設等を視察し、関係者と意見交換を実施。その他関係地方自治体との間で随時連絡し、意見交換、情報交換等を実施している。【外務省】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れで豊富な経験を有する主要国（ドイツ、フランス等）における移民の社会統合政策について、外国人問題の専門家（研究機関）による調査を実施し、諸外国の情報の収集に努める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人問題の専門家を海外に派遣して行う調査は、平成19年度で終了。【外務省】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・外国人問題に関するシンポジウムを開催し、外国人問題にどう対処すべきかについて、欧州諸国の政府関係者等と意見交換するとともに、その成果を外国人集住都市等にフィードバックする。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催しており、平成26年度は、国際移住機関(IOM)・葛飾区との共催(後援者:一般財団法人自治体国際化協会(クレア))により、「医療分野における外国人と外国人材－コトバと文化の壁を越えて－」をテーマに、平成26年度国際ワークショップを開催し、(ア)外国人の医療、(イ)医療通訳、(ウ)外国人材活用の方向性の3点を中心に討議を行った。【外務省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|--|
| 2. 外国人の子どもの教育の充実 | | |
| (1)公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実 | (2)子供を大切に育てていくために必要な施策 | |
| ・日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL (Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を進めている。すでに小学校編を作成しているが、平成18年度中に中学校編を完成させる。 | | ・『学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について』(最終報告)小学校編を平成15年7月に、「学校教育におけるJSLカリキュラム(中学校編)」を平成19年3月にとりまとめた。【文部科学省】 |
| ・日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムによる授業を行うのは難しいため、効果的な指導ができるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催等により教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) | | ・JSLカリキュラムの活用法の普及のため、平成19年度～平成20年度において、「JSLカリキュラム実践支援事業」を行い、実践事例の集積を行うとともに、平成21年3月に「JSLカリキュラム実践支援事業 事例集」をとりまとめた。 ・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、JSLカリキュラムの活用方法等も含む、日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発(平成22年度～平成24年度)を行い、これらを平成25年度に配布した。また、日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインとして「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組(平成22年度)を行った。【文部科学省】 |
| ・外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。 | ①子供の教育に対する支援 イ　外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。 (文部科学省) | ・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施(平成28年度概算要求額: 290百万円)。 ・平成28年度概算要求においては、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、50人の定数改善を要求。【文部科学省】 |
| | ①子供の教育に対する支援 工　外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する。 (文部科学省) | ・日本語指導者等に対する研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成27年度については6月9日～6月12日に実施。)【文部科学省】 |
| | ①子供の教育に対する支援 ア　外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)を実施する。 (文部科学省) | ・平成27年度においては、53地域(9府県(27県市)、12指定都市、14中核市)で実施。 |
| | ①子供の教育に対する支援 ウ　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の円滑な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。 (文部科学省) | ・外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した指導をするための教育課程を編成できるようにする検討のため、「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)を設置。平成25年5月31日に「審議のまとめ」を公表。これを踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。【文部科学省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|---|---|
| (2)就学の促進 | (2)子供を大切に育てていくために必要な施策 | |
| ・外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) | ①子供の教育に対する支援 キ 日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。 (法務省、文部科学省) | ・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受け入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受け入れ・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施(平成28年度概算要求額:290百万円)。《再掲》【文部科学省】 ・日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満6歳から満15歳の学齢にあるものに対し、文部科学省が作成している就学に関するリーフレットを平成23年3月から配布している。【法務省】 |
| | ①子供の教育に対する支援 オ 高等学校への進学を希望する生徒の受け入れについての環境整備を支援するため、受け入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。 (文部科学省) | ・平成27年度の帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事連絡協議会において、高等学校への受け入れ及び高等学校の取組の事例発表とともに、テーマ別グループ協議を実施。引き続き高等学校及び都道府県の取組を把握し、情報提供に努める。【文部科学省】 |
| | ①子供の教育に対する支援 カ 外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる。 (文部科学省) | ・中学校卒業程度認定試験については、平成22年7月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、平成23年8月に省令改正し、同年11月の試験から対応。【文部科学省】 |
| | ①子供の教育に対する支援 ク 定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住外国人の子供の就学支援事業」(虹の架け橋教室)について、平成26年度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成27年度以降の支援の在り方について検討を行う。 (文部科学省) | ・国際移住機関(IOM)に37億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度から平成26年度まで実施。平成26年度においては、22教室において事業を実施し、平成26年度までに約4,300人が公立学校等へ就学した。また、平成27年度より、不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体への補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施(平成28年度概算要求額予算:290百万円の内数)。《再掲》【文部科学省】 |
| ・警察においては、外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡を取り、就学に向けた指導を行ふほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携を強化する。 | | ・各都道府県警察において、外国人少年を補導した場合、適切な助言・指導を行うとともに、各種会議等に参画するなどして関係機関と連携を図っている。【警察庁】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|---|--|
| (3) 外国人学校の活用、母国政府との協力等 | (2) 子供を大切に育てていくために必要な施策 | |
| ・ 平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、外国人学校についても各種学校の設置認可が受けやすくなったところであり、その趣旨等について今後とも更なる周知を行う。 | ② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 ア 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。(文部科学省) | ・ 平成21年度の外国人教育に関する委託調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル(日本語版とポルトガル語版)を引き続き周知しており、平成23年度の調査においても、ブラジル人学校等に各種学校化への意向について確認を行った。また、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会を平成23年9月に設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を実施し、平成24年3月29日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(依頼)」を発出した。さらに、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)において、立地競争力の更なる強化のため優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等の例として、「いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。」旨が明記されたことを受け、平成25年11月8日に「「日本再興戦略」を踏まえた外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立の促進について(依頼)」を発出した。さらに、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月対日直接投資推進会議決定)等を踏まえ、平成27年7月、各都道府県に対し、インターナショナルスクール等外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等基準の弾力化を要請する通知を発出した。【文部科学省】 |
| ・ ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を開催する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) | ② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 イ 日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。 | ・ 平成23年10月17日に第5回日ブラジル領事当局間協議をブラジリアにおいて開催し、ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など、ブラジル政府が積極的に在外自国民を支援するよう改めて要請した。【外務省・文部科学省】 ・ 平成24年10月17日に第6回日伯教育協議を日本において開催し、ブラジル教育省との間で、日本に定住する日系ブラジル人の子どもの教育の現状と課題等について、ブラジル国内の教育事情と合わせて、情報交換及び意見交換を行った。【文部科学省】 |
| 3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等 | (4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | |
| (1) 社会保険の加入促進等 | | |
| ・ 毎年度、厚生年金保険の適用事業所数の1/4以上について、社会保険庁による調査を行い、その中で、特に外国人労働者等を多く使用する事業所については、社会保険庁による健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行う。(社会保険庁改革後においても適切な実施を図るものとする。以下同じ。) | ⑤ 社会保険、国民健康保険の加入促進等 ア 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省) | ・ 平成27年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うこととしており、日本年金機構の「厚生年金保険等の適用促進に関する平成27年度行動計画」において、適用事業所に対する事業所調査の実施にあたっては、外国人就労者等に対し重点的に推進しているところである。 ・ 外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを、法務省の地方入国管理官署で引き続き配布するよう協力を依頼している。(平成21年11月24日 事務連絡) 【厚生労働省】 |
| ・ 社会保険の適用にかかる事業主指導について、呼び出し、戸別訪問の対象を拡大するなど強化を図っている。今後も、職権による適用を含め、指導の強化に努める。 | | ・ 平成27年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び認定(職権)適用の取組を徹底しているところである。 【厚生労働省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|--|---|
| ・公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所において加入促進を行う。さらに、今後、都道府県労働局においては、労働者派遣事業、請負事業に対する監督指導において、社会保険に未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所において加入促進を行う。 | | ・平成27年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。 ・また、適用調査対象事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、労働者派遣事業の許可・届出及び許可の有効期間更新並びに指導監督時に、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合は、日本年金機構と連携して、派遣労働者の適正な加入に向けた指導を実施しているところである。 【厚生労働省】 |
| ・年金について、保険料の二重負担、掛け捨ての問題を解消するため、二国間の社会保障協定の締結を積極的に進める。このため、各国との交渉を進めていくとともに、社会保障協定の円滑な実施のため、包括実施特例法を次期通常国会に提出する。 | | ・社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。これまでに、ブラジルを含む15か国との間で協定が発効済であり、3か国との間で署名済である。また4か国との間で政府間交渉中であり、3か国との間で予備協議中である。 ・協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」を第166回通常国会に提出し成立。平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行されている。 【厚生労働省】 |
| ・被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進及び保険料の収納対策を図るため、市町村による外国人の相談窓口の設置に対する補助を行う。 | | ・厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。《再掲》 ・一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設し、外国人納付相談モデル事業として国から補助を行った。(平成19年度) ・具体的には、外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。 【厚生労働省】 |
| ・国民年金法の改正により、社会保険庁が市町村の保有する外国人の情報を照会する法的根拠を設け、これを活用し、被用者年金に加入していない外国人に対し、国民年金への加入促進を図る。 | | ・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備されたことから、「外国人に対する国民年金被保険者資格取得届の届出勧奨等の実施について」(平成20年2月21日付け庁保険発第0221001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、市町村より提供された情報をもとに届出勧奨及び職権による資格取得等の事務処理の徹底を図っている。 ・本通知については、「日本年金機構の設立に伴う既存通知の取扱い等について」(平成22年1月1日付け年発0101第2号)により、引き続き効力を有することとされ、日本年金機構において適切に対応しているところである。 【厚生労働省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|--|---|
| ・ ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、両国当局間で立ち上げられた社会保障に関する作業部会において在日ブラジル人の社会保障の在り方について検討を進める。また、今後も作業部会において意見交換を進めるとともに、社会保障の在り方に関する議論に資するため、在日ブラジル人の社会保障加入実態について調査を行う。 | | ・ 在日ブラジル人の社会保障加入実態調査は平成18年度に実施済み。 ・ 日・ブラジル社会保障協定については、平成21年6月に当局間協議、平成22年1月に協定締結に向けた政府間交渉を実施し(実質合意)、平成22年7月署名。平成23年5月に日本側、同年9月にブラジル側の国会承認を得て同年12月に外交上の公文を交換し、平成24年3月発効【外務省】 |
| (2) 就労の適正化のための事業主指導の強化 | (3) 安心して働くために必要な施策 | |
| ・ 外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。 | ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 ④就労の適正化のための取組 ア 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省) | ・ 外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際ににおける外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。 ・ 改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示(平成19年10月1日から適用)し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。 【厚生労働省】 |
| ・ 日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。 | | ・ 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 ・ 日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。【厚生労働省】 |
| | ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 イ 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。(経済産業省) | ・ 平成27年6月に日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得て、関係団体に対する普及・啓発を実施した。【経済産業省】 |
| | ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 ウ 企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことできる役割について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) | ・ 平成24年2月に関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーを開催した。【内閣府】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|--|--|--|
| (3)雇用の安定 | (3)安心して働くために必要な施策 | |
| ・職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等の不就労対策を実施するとともに、日系人就職促進ナビゲーターの担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施することにより、日系人の安定雇用の促進を図っているところである。 ・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを116か所(平成27年4月現在)設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を4か所(平成27年4月現在)設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、2か所(浜松、豊橋)(平成27年4月現在)設置。《再掲》 ・平成20年度より、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を実施している。(平成27年度実施地域:茨城県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県の6県) 【厚生労働省】 |
| | ①仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等 ア 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を引き続き実施する。 (厚生労働省) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。(実績:平成21年度受講者数6,298人(全国63地域346コース)、平成22年度受講者数6,288人(全国97地域459コース)、平成23年度受講者数4,231人(全国75地域290コース)、平成24年度受講者数3,576人(全国72地域227コース)、平成25年度受講者数3,155人(全国71地域211コース)、平成26年度受講者数3,188人(全国74地域212コース))。 平成27年度は対象者を定住外国人全般に拡充した外国人就労・定着支援研修を実施(平成27年度計画数:全国80地域250コース) ・平成20年度より、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を実施している。(平成27年度実施地域:茨城県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県の6県)《再掲》 【厚生労働省】 |
| | ①仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等 イ 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。 (厚生労働省) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年9月に「関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し、日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて、関係機関に取組の依頼を行った。 ・平成25年度より、外国人の特性に配慮した職業訓練機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を進め安定就労につなげるために、労働局・ハローワークに就職支援コーディネーターを設置。関係機関との連携強化のため連絡会議を開催。(平成27年度実施予定地域:群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の10県) ・平成20年度より、都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、委託訓練先の開拓、ハローワークとの連携調整、受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。(平成27年度実施地域:茨城県、静岡県、滋賀県の3県) 【厚生労働省】 |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 | |
|--|---|---|--|
| ・職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。(続き) | ②多言語での就職相談 ア 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を引き続き実施する。 (厚生労働省) | ・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを116か所(平成27年4月現在)設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を4か所(平成27年4月現在)設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、2か所(浜松、豊橋)(平成27年4月現在)設置。《再掲》 【厚生労働省】 | |
| 4. 外国人の在留管理制度の見直し等 | (4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策 | | |
| (1) 外国人の在留状況等の正確な把握等 | | | |
| ・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化を行い、外国人の居住地、就労先等のより正確な情報を把握し、その上で、当該情報を活用することにより、行政サービスの提供、子どもの就学の促進、就労の適正化、社会保険の加入促進等を図る。このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、国が、外国人を含む住民への行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報を把握できるような制度について、平成18年度中にとりまとめる。 | (4) ⑦外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用 ア 平成24年7月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。(総務省) | ・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】 ・平成24年7月9日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加えた。【総務省】 ・平成27年10月5日をもってマイナンバー制度が施行され、中長期在留者、特別永住者等で住民票がある外国人住民も制度の適用対象となっている。【総務省】 ・マイナンバーの通知に先立ち、地方公共団体に対して通知を発出し、マイナンバーの重要性・保管の必要性や国の多言語対応等について、外国人住民に対し事前に十分な周知を行うよう依頼するとともに、平易な日本語及び5ヶ国語による周知内容(例)を提供した。【総務省】 ・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会から、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされた。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布され平成24年7月9日に施行された。これにより、外国人登録法が廃止され、法務大臣が、適法な在留資格をもつて我が国に中長期間在留する外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握できるようになった。 この制度により、法務大臣が把握する情報のうち地方公共団体と共有すべきものについて、法務省と市町村の間で専用端末を介した情報連携を図っており、市町村による外国人住民への行政サービス提供に寄与している。【法務省】 ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際ににおける外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】 | |
| ・外国人雇用状況報告制度について、関係法律案を次期通常国会に提出する。 | | ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際ににおける外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】 | |

| 「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議) | 日系定住外国人施策の推進について (H26. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議) | 実施状況 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化に当たっては、できる限り外国人及び事業主の負担を軽減するとともに、関係行政機関で有効に活用できるようとする。このため、報告の重複の回避を図るとともに、関係行政機関において、必要な情報を、相互に照会・活用できるようにする。 | | <ul style="list-style-type: none"> 法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会から、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされた。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布され平成24年7月9日に施行された。これにより、外国人登録法が廃止され、法務大臣が、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」という。)の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握できるようになった。 この制度では、中長期在留者本人は在留資格に応じ、所属機関や身分関係等に変更があった場合に、また、中長期在留者を受け入れている所属機関は中長期在留者の受け入れ状況等をそれぞれ届け出ることとされているところ、中長期在留者や所属機関の負担を軽減し、利便性を向上させるため、平成25年6月24日から、インターネットを通じてこれらの届出を行うことができる「入国管理局電子届出システム」の運用を開始した。【法務省】 雇用対策法の改正による外国人雇用状況届出制度の創設に当たり、届出方法及び期限に関し、事業主の負担に配慮した規定としたところである。 外国人雇用状況の届出に係る情報については、法務大臣の求めに応じ在留状況の確認のための情報を提供する旨の規定が設けられた。 【厚生労働省】 |
| (2) 在留期間更新等におけるインセンティブ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることも阻害要因の一つとなっている。このため、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮することについて、検討する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険加入義務がある外国人については、その義務を履行することが必要であることを周知するとともに、平成22年4月以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めるなどを明示する等加入促進のための措置を講じているところ。 新しい在留管理制度の導入により、在留期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されたところ、「5年」の在留期間の決定にあたっては、申請人が入管法上の届出義務を履行しているかどうか、また、学齢期の子どもを有する場合には、その子を小中学校に通学させているか、さらには納税義務等公的義務を履行しているか等についても、申請人の在留資格に応じて必要とするなどした。 また、いわゆる日系人で「定住者」の在留資格をもって在留する外国人(定住者告示第3号から第7号に該当する者で、未成年を除く。)については、これらの考慮事項に加え、一定以上の日本語能力を有していることについても必要とするなどした。 【法務省】 |